平成２６年（フ）第２８１８号
大阪府豊中市庄内東町５丁目５番４号
債務者　内田　邦子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８５３号
大阪府寝屋川市上神田２丁目２番１号、前住所大阪府門真市北岸和田１丁目14番15号
債務者　大西ローズマリーこと　ＯＮＩＳＨＩ　ＲＯＳＥＭＡＲＩＥ　ＱＵＥＺＯＮ
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８６６号
大阪市平野区平野上町１丁目７番３号ボ・ドーム大念仏、住民票上の住所大阪市西淀川区姫島３丁目12番14―606号
債務者　小原　美花
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８８５号
大阪府守口市佐太中町５丁目14番４号
債務者　三浦　直子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９３９号
大阪府大東市三箇６丁目11番６号
債務者　西小路忠孝
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９５０号
大阪市東住吉区山坂４丁目９番26号服部メモリアルハイツ503号
債務者　伊勢　清美
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９６０号
大阪府東大阪市鴻池元町10番27―201号
債務者　田中志保子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９６１号
大阪市淀川区東三国６丁目10番10号グレイスフル第２東三国Ⅱ　618号
債務者　大洲　直美
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９６５号
大阪市東淀川区西淡路３丁目９番９号　サンプラザ201号
債務者　杉山代志子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２０号
奈良県橿原市葛本町315番地の１　弓場ハイツ108、前住所奈良県橿原市葛本町319番地の７
債務者　東元　　学
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１３６号
奈良県磯城郡川西町大字結崎588番地の１　ローズハイツ８号
債務者　大森由紀子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１３８号
奈良県磯城郡田原本町大字八尾584番地の２　106
債務者　岡本　文恵
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１３８号
長崎県長崎市深堀町１丁目11番地64　雇用促進５棟208
債務者　甲斐　信玄
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６号
山形県米沢市本町１丁目２番39号
債務者　白田　繁子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第４０号
山形県東置賜郡高畠町大字山崎261番地の７、前住所山形県東置賜郡高畠町大字安久津453番地の３
債務者　菊地　利男
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第４１号
山形県東置賜郡高畠町大字山崎261番地の７、前住所山形県東置賜郡高畠町大字安久津453番地の３
債務者　菊地ハツヨ
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
山形地方裁判所米沢支部